



社労士オフィス
美向
[びゅ〜む]

びゅ〜む 通信

8月号



人と組織の「いま」と「これから」をサポートする情報をお届けします。

暑い日が続いていますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

今月号では、「令和8年度最低賃金」「カスハラ対策の義務化」

「同一労働同一賃金の対応」など、今後の企業運営に重要な3つの最新情報をお届けします。

1 令和8年度最低賃金 最新情報

令和8年度の地域別最低賃金の改定に向けた審議が始まっています。

令和7年度の改定では全国加重平均で50円の引上げとなり、過去最大の引上げ額となりました。令和8年度も引き続き大幅な引上げが見込まれます。

ポイント

- 最低賃金は、すべての労働者に適用されます。(臨時・パート・アルバイト等を含む)
- 使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります。
- 地域別最低賃金は各都道府県ごとに決定されます。

今後のスケジュール(予定)

7月下旬～8月上旬	各都道府県の地方最低賃金審議会で審議開始
8月下旬	各都道府県が改定額の目安を公表
10月上旬	改定額の発表
10月中旬～下旬	改定額の発効

埼玉県最低賃金 速報(目安)

現行(令和7年度)

1,141円

令和8年度目安

+ 54円

予想最低賃金

1,195円程度

※正式決定は埼玉地方最低賃金審議会の答申後です。

こんな会社は要チェック!

- ☒ パート・アルバイトの時給が1,150円以下
- ☒ 高校生アルバイトを雇用している
- ☒ 最低賃金付近の従業員がいる

2 令和8年10月からの カスハラ対策義務化

カスタマーハラスメント(カスハラ)から従業員を守るため、事業主に対して必要な措置を講じることが義務付けられます。

ポイント

- 対象：すべての事業主(業種・規模を問わず)
- 義務の内容：カスハラに関する相談対応体制の整備、被害防止のための取組(方針の明確化、従業員への教育研修、マニュアル整備等)
- 労働施策総合推進法に基づく指針が8月に公表予定です。

カスハラの例

- ・暴言・脅迫
- ・過度な要求や執拗なクレーム
- ・長時間の拘束や不当な要求
- ・SNSやインターネット上での誹謗中傷 など



従業員が安心して働ける職場づくりのため、
早めの体制整備をおすすめします。

3 令和8年10月からの 同一労働同一賃金

パート・有期雇用労働法に基づき、同一企業内での不合理な待遇差の解消が求められます。

令和8年10月から中小企業にも本格的な対応が必要となります。

ポイント

- 基本給、賞与、手当、福利厚生など、すべての待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。
- 「職務の内容」「職務の内容・配置の変更の範囲」「その他の事情」を考慮して判断されます。
- 中小企業も対応が必要です。

今からできる準備

- ☒ 雇用形態間の待遇差の洗い出し
- ☒ 待遇差の理由を説明できるよう整理する
- ☒ 雇用契約書・募集要項の見直し
- ☒ 雇入れ時に待遇差に関する説明を求めることができる旨の明示(令和8年10月から義務化)
- ☒ 就業規則・賃金規程の見直し
- ☒ 社員への周知



社労士オフィス
美向 [びゅ〜む]



埼玉県白岡市小久喜675-1
パークシティ白岡C棟714号室
0480-44-8711
contact@byu-m.com

ご不明な点やご相談は
お気軽にお問い合わせ
ください!



人と組織の成長を、やさしく、丁寧にサポートします。